

保育所等における保育士資格証等の一元管理に関する意見書

現在、保育士資格で従事できる仕事は、学童、放課後等デイサービス、保育園等と多岐にわたり、また保育園の中でも認可園と企業主導型保育園など所管が異なる制度が混在している状況である。

そのような状況であるのにも関わらず、現在は保育士資格の一元管理体制が整っていない結果、市町村をまたいで複数の認可園を運営していた場合の保育士資格の重複登録をチェックする体制が整っておらず、また保育園と放課後等デイサービスのよう
に制度をまたいで複数事業を営んでいる法人が保育士資格を重複登録した場合のチェック体制が整っていない。さらにはこども家庭庁所管の認可保育園と内閣府所管の企業主導型保育園とでも制度が異なることから管理不十分な状況が今もなお続いている。

その状況を放置している結果、保育士の二重登録などによる補助金の不正受給の温床となり、全国各地で不正受給発覚による補助金返還請求などが相次いで報道されている。

この状況を抜本的に解決するためには、国の責任において保育士資格証を一元管理できる体制を構築し、各自治体でもチェック体制を構築していくことが急務である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

沖縄県浦添市議会

宛先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、
内閣府特命担当大臣（こども政策）、こども家庭庁長官